**○特定事業所集中減算届出書（別紙１）記載要領**

**１ 「担当者氏名」「電話番号」**

届出書の内容を確認する際の担当者氏名と電話番号を記載する。

**２ 「80％を超えた法人の有無」**

訪問介護サービス等で80％を超えた法人がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。

**３ 「正当な理由の有無」**

「80％を超えた法人の有無」が「有」の場合、正当な理由がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。

**４ 「正当な理由が有の場合の該当する理由の番号」**

「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い（別添１）の「３ 正当な理由の範囲について」の①から⑦のうち一つを選択して記載する。

**５ 【１ 判定期間における居宅サービス総計画件数】**

それぞれの月で給付管理を行った総数を記載する。

（月遅れ請求の場合は、請求した月ではなく実際に給付管理を行った月に入れる。以下同じ。）

**６ 【２ 訪問介護】（例）**

（１）「訪問介護を位置づけた計画件数」

訪問介護を位置づけた計画数を記載する。なお、介護予防訪問介護は含まない。

（２）「サービス事業所法人名」

紹介数が多い法人名（６ヵ所まで）を記載する。（同一法人ごとの記載とし、系列法人は別法人として扱う。）

（３）「法人ごとの居宅サービス件数」

その法人を位置づけた件数を記載する。なお、１人の利用者が２つ以上の事業所を利用している場合であっても、その法人が同一法人であれば「１」と数える。

（４）「ｂ/ａ」

法人ごとの居宅サービス件数の合計数（ｂ）を、訪問介護を位置づけた計画件数の合計数（ａ）で割り、小数点第一位まで記載する（**小数点第二位を切り上げ**）。

（５）「紹介率が80％を超えた場合の、当該法人の訪問介護事業所名」

当該法人が運営し、実際に計画に位置づけた訪問介護事業所名を列記する。

**７ 以下、【５　地域密着型通所介護】まで同様に記載する。利用のないサービスについては、空欄のままでかまわない。**

**○特定事業所集中減算に係る再計算書（別紙１－２）**

**１「正当な理由」として⑥（サービスの質が高いこと）を選択した場合**

（１）「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業者番号」に居宅介護支援事業所事業所指定番号を記入する。

（２）「市長の認める正当な理由⑥」にかかる80％を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。

（３）「サービスの質が高い」とする理由を、ア～エの全てについて「はい」か「いいえ」の該当する欄に○を記入する。

（４）ウについては、サービスの質が向上する体制整備を条件とする加算（**資料４の対象加算名一覧参照**）を言うため、３において当該加算名を記載する。

（５）エに係る挙証資料については、３において具体的な記録資料の名称を記載するが、写し等の添付は不要。記録資料は、市が行う実地指導の際に確認することがある。

（６）当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、４において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「ｂ／ａ」の分子「ｂ」の部分だけで、分母「ａ」からは除外する必要はない。

**２ 「正当な理由」として⑦「事前相談シート」により認められた案件のある場合**

（１）「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業者番号」に居宅介護支援事業所指定番号を記入する。

（２）「市長の認める正当な理由⑥」にかかる80％を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。

（３）２は記載しない。

（４）３において、市からの回答が記載された事前相談シートの写しを添付する。

（５）当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、４において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「ｂ／ａ」の分子「ｂ」の部分だけで、分母「ａ」からは除外する必要はない。

**３ 80％を超えて集中した事業所が複数ある場合**

80％を超えて集中した事業所が複数のサービスにある場合は、別紙１－２を適宜コピーして記載し、サービスごとに再計算する。